

第1章 総則

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人福島県スポーツ協会（以下「本会」という。）に設置された福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

(基本理念及び目的)

第2条 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を推進することにより、総合型クラブが公益性の高い持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

(組織構成)

第3条 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2 県協議会は、第5条に基づき登録を行った総合型クラブをもって構成する。総合型クラブは本会加盟団体規程第6条に定める地域区分（以下「地域区分」という。）ごとに地区連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を結成する。

第2章 事業

(事業)

第4条 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 地区協議会並びに本会加盟団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

(登録)

第5条 県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

(種類及び定数)

第6条 県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 3名以内
- (3) 常任幹事 7名以上12名以内
- (4) 委員 80名以内

(委員の選出)

第7条 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）が、その役員の中から1名を選出する。

(幹事長の委嘱及び職務)

第8条 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

(副幹事長の委嘱及び職務)

第9条 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

(常任幹事の委嘱)

第10条 常任幹事は、総会において、委員の中から地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、5名以内の常任幹事を委嘱することができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(定年制)

第12条 幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。

(解任)

第13条 常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 幹事長及び副幹事長の推挙
- (2) 常任幹事の選出及び解任
- (3) 委員の解任
- (4) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- (5) その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

(開催)

第16条 総会は、毎年1回以上開催する。

(招集)

第17条 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

(出席)

第18条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

- 3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

(構成)

第20条 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

(権限)

第21条 常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督

(開催)

第22条 常任幹事会は、年に2回以上開催する。

(招集)

第23条 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(出席)

第24条 常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。
この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

(決議)

第25条 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

(設置)

第26条 県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

(構成)

第27条 専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

- 2 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

(任期)

第28条 専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

(招集)

第29条 専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

(細則)

第30条 本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 会計

(会計)

第31条 県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第9章 事務局

(事務局)

第32条 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

(事務局に関する規程)

第33条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第10章 改定

(改定)

第34条 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

第11章 雑則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項前段及び第5条第1項の規定は令和4年11月1日から適用し、それまでの間は別に定める。
- 2 本規程の施行後、最初に行われる総会は、第17条第1項の規定に関わらず、本会会長が招集し、その議長となり、第14条の規定に関わらず、第6条第4号の委員をもって構成する。

- 3 最初の役員及び専門部会の部会長、部会員の任期は、第11条第1項及び第28条第1項の規定に関わらず「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時まで」とする。